

郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の進め方(案)

検証項目

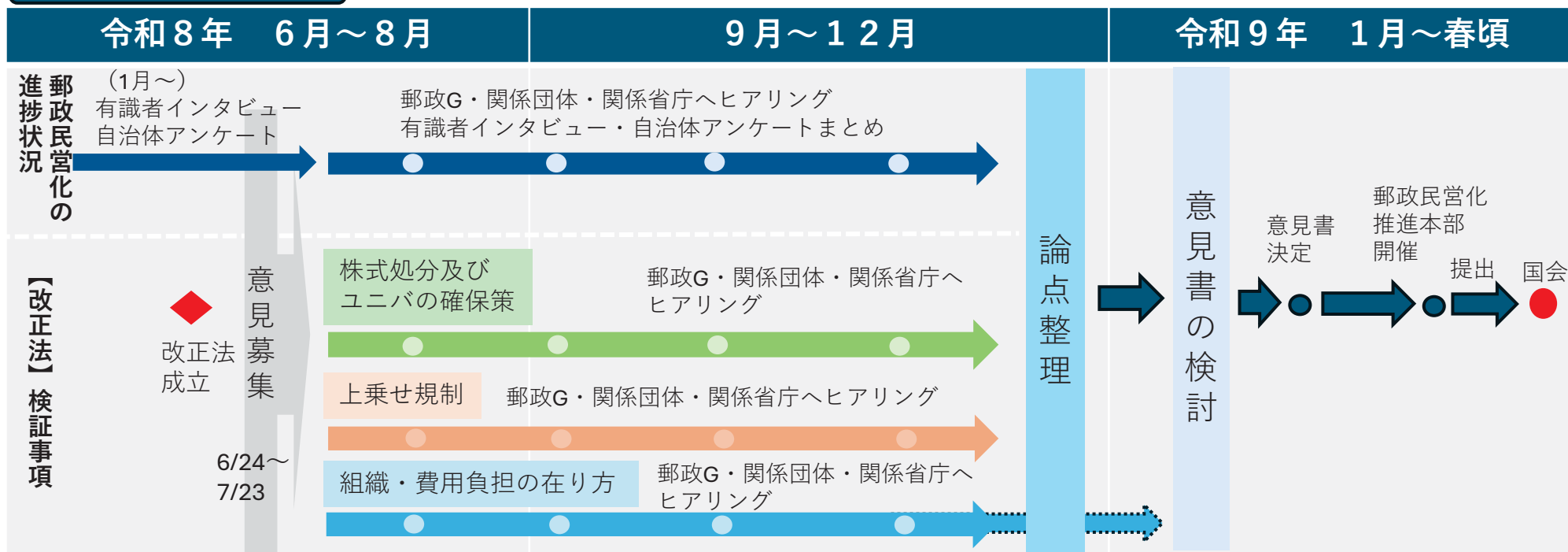
【郵政民営化の進捗状況についての検証】

- 郵政民営化法に掲げられた基本方針等の達成状況（国民の利便性の向上、株式処分の進捗状況等）
- 日本郵政グループ（以下「郵政G」という。）の経営の健全性確保に向けた取組
- 郵政Gの適正な業務運営体制（ガバナンス・コンプライアンス）の確保に向けた取組
- 郵便局ネットワークの一層の活用、地域住民の利便の増進に向けた取組 等

【郵政民営化法等改正法の成立に伴い郵政民営化委員会等で検討することとされた事項】

- ① 日本郵政が、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式を全部処分してもユニバーサルサービスを確保するための方策（日本郵政による当分の間のゆうちょ銀行・かんぽ生命株式の1／3保有義務の見直し）
- ② 「上乗せ規制」がゆうちょ銀行・かんぽ生命と金融機関・生保会社との間の競争関係及び両社の経営に与える影響
- ③ 郵政Gの組織の在り方、郵政Gにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方

検証スケジュール



郵政民営化法等の一部を改正する法律の概要

※ 郵政民営化法【民営化法】・日本郵政株式会社法【郵政会社法】・日本郵便株式会社法【郵便会社法】・独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法【機構法】の改正

1 自助努力による経営効率化等に向けた取組の義務付け

- (1) 日本郵便に対して、デジタル技術活用等の業務効率化に向けた取組を義務付け 【郵便会社法】
日本郵便に対して、AI等のデジタル技術を活用した業務プロセス改善など業務効率化を義務付け。
- (2) 日本郵便に対して、経営資源の有効活用に向けた取組を義務付け 【郵便会社法】
日本郵便に対して、経営資源の有効活用に向けた取組を義務付け。
- (3) 事業計画への経営の適正・効率的実施の方針の追加 【郵便会社法】
日本郵便の策定する事業計画に記載すべき事項として経営の適正・効率的な実施に係る方針を追加。

● 公布の日から6月以内に施行

2 郵政三事業のユニバーサルサービスの確保

- (1) ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の処分の見直し 【民営化法】
日本郵政に、当分の間、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の1/3超の保有を義務付け。
- (2) 銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約の認可 【郵便会社法】
日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約について、届出制から認可制に変更。
- (3) 日本郵政と日本郵便・関連銀行・関連保険会社との協議 【郵政会社法】
日本郵政は、ユニバーサルサービスの責務を果たすため、日本郵便・関連銀行・関連保険会社に対し、必要な協議を求めることができ、総務大臣は、協議に関し、必要な助言ができる旨を規定。

● 公布日施行

3 郵便局ネットワーク等の活用による地域住民の生活の支援

- (1) 基盤的サービス提供業務の本来業務化 【郵便会社法】
日本郵便が他の本来業務の遂行に支障のない範囲内で行う本来業務として、基盤的サービス提供業務*を追加。
* (i)委託を受けて、(ii)郵便の業務・銀行窓口業務・保険窓口業務に係る経営資源を活用して行う、(iii)公共サービスその他の地域住民が日常生活・社会生活を営む基盤となるサービスの提供に係る業務。
- (2) 地域貢献業務の実施、地域貢献基金の設置 【郵政会社法・郵便会社法】
 - ① 日本郵便による本来業務の遂行に支障のない範囲内での地域貢献業務*の実施の努力義務を規定。
*郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のうち、地域住民の生活の維持のために必要であり、日本郵便以外の者による実施が困難であると認められるもの。
 - ② 日本郵政に、地域貢献業務の費用の一部に充てるため、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の売却益等を原資とする地域貢献基金の設置を義務付け。
- (3) 郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に資する交付金の拡充 【郵政会社法・機構法】
 - ① 郵政管理・支援機構は、条件不利地域を含む全国の郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に向けて、日本郵便に対し、郵便局ネットワークの維持・活用に要する費用の一部に充てるための新たな交付金を交付する旨を規定。
 - ② ①の新たな交付金の財源は、次のア・イとする旨を規定。
ア 政府保有の日本郵政株への配当を減額した額に相当する額の日本郵政からの拠出金
※政府保有一株当たりの配当は、政府以外保有一株当たりの配当に政令で定める割合を乗じた額とする。
イ 前事業年度に権利消滅した旧郵便貯金の合計額の一部の郵便貯金勘定からの繰入れ

● 公布の日から6月以内に施行

● 令和9年4月1日施行

検討条項

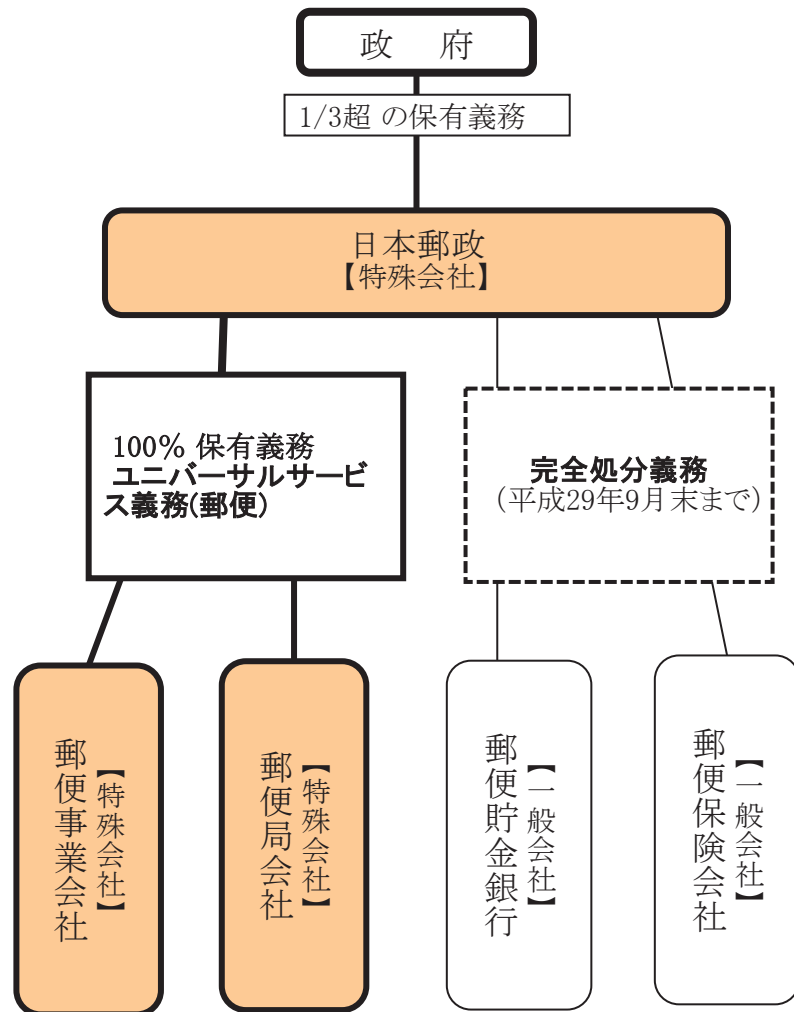
- (1) 政府は、3年ごとの郵政民営化委員会の検証の際、日本郵政がゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の全部を処分してもユニバーサルサービスの責務の履行が確保されるかについて検討し、2(1)を見直し。 【民営化法】
- (2) 政府は、3年ごとの郵政民営化委員会の検証の際、移行期間中のゆうちょ銀行・かんぽ生命の業務に関する規制(上乗せ規制)の在り方について検討。 【民営化法】
- (3) 政府は、公布後2年を目途として、日本郵政と日本郵便の合併について積極的に検討するとともに、日本郵政グループの組織の在り方、日本郵政グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方等について検討。 【改正法附則】
- (4) 政府は、公布後2年を目途として、郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策について検討。 【改正法附則】

● 公布日施行

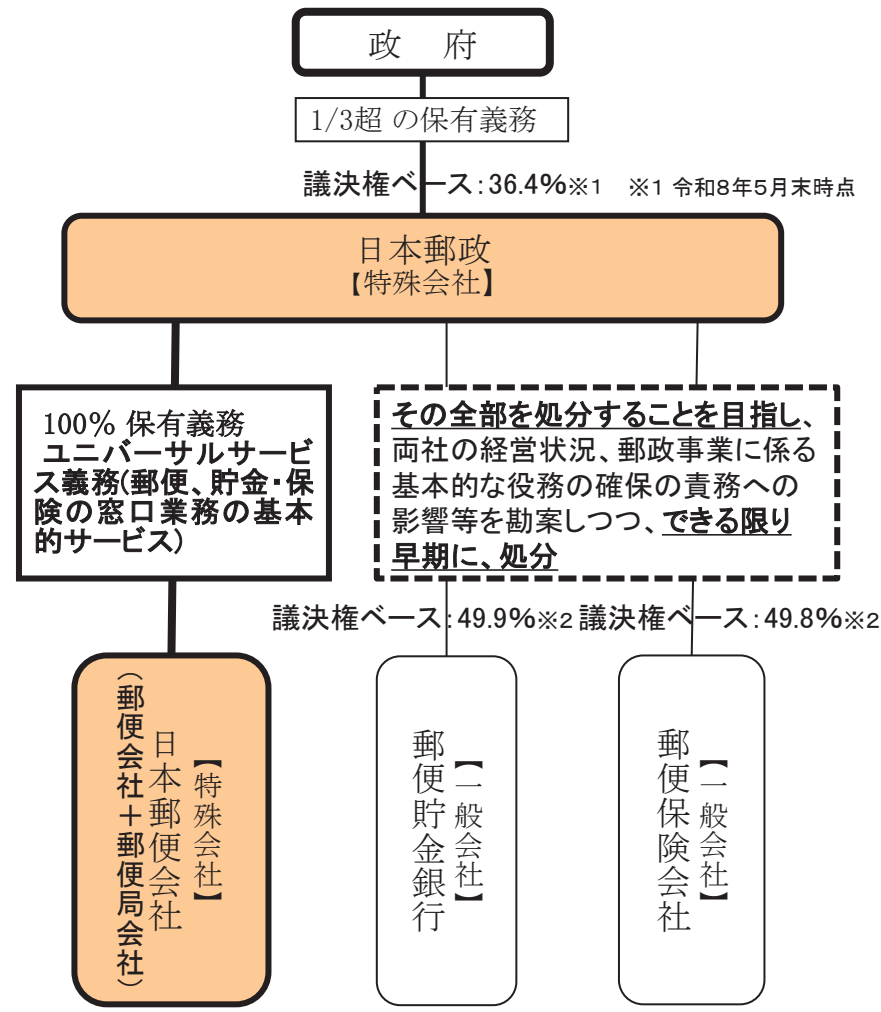
※ 施行期日：公布の日から6月以内（ただし、2(1)及び検討条項は公布日、3(3)は令和9年4月1日）

郵政民営化法平成24年改正前後の日本郵政グループの再編成

【当初の郵政民営化法】 (平成19年10月～平成24年9月)



【改正後の郵政民営化法】 (平成24年10月～現在)



※2 令和8年3月末時点

郵政民営化法によるゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の主な上乗せ規制

1 ゆうちょ銀行

※1 令和8年3月31日時点

主な上乗せ規制	ゆうちょ銀行 日本郵政による議決 権保有比率49.9%※1
	限度額 通常1,300万円・定期性1,300万円
	新規業務規制 (株式の1/2処分(令和7年6月)後、認可制から届出制へ移行) ※2
	子会社保有認可、銀行保有禁止
銀行法の規制 (新規業務の承認、子会社保有認可等)	

他の民間銀行
(限度額なし)
(新規業務規制なし)
(子会社規制なし)
銀行法の規制 (新規業務の承認(免許条件が付された場合)、子会社保有認可等)

2 かんぽ生命保険

主な上乗せ規制	かんぽ生命保険 日本郵政による議決 権保有比率49.8%※1
	限度額1,000万円 (加入後4年以上経過した契約は、さらに1,000万円まで可)
	新規業務規制 (株式の1/2処分(令和3年6月)後、認可制から届出制へ移行) ※2
	子会社保有認可、保険会社等保有禁止
保険業法の規制 (新規業務認可、子会社保有認可等)	

他の民間生保
(限度額なし)
(新規業務規制なし)
(子会社規制なし)
保険業法の規制 (新規業務認可、子会社保有認可等)

※2 届出制においては、ゆうちょ銀行は他の金融機関等、かんぽ生命保険は他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮する義務あり。

日本郵政グループ株式処分の進捗状況

※「%」は、日本郵政は政府による保有割合、ゆうちょ銀行・かんぽ生命については日本郵政による保有割合。いずれも議決権ベース。

	2015年 (平成 27)	2016年 (平成 28)	2017年 (平成 29)	2018年 (平成 30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)	2021年 (令和3)	2022年 (令和4)	2023年 (令和5)	2024年 (令和6)	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)
政府保有	日本郵政株式	11月 ▲ 株式上場 一次売却 89.0% → 自己株式 取得※1	9月 ▲ 二次売却 63.3% → 自己株式 消却・取得※1					10月 ▲ 三次売却 33.3% → 自己株式 消却・取得※1				(5/31現在) 36.4%
日本郵政保有	ゆうちょ銀行株式	11月 ▲ 株式上場 一次売却 89.0%						3月 ▲ 二次売却 60.3% → 自己株式 消却・取得※2		3月～6月 ▲ 三次売却等 49.9%		(3/31現在) 49.9%
	かんぽ生命株式	11月 ▲ 株式上場 一次売却 89.0%			4月 ▲ 二次売却 64.5%		5月～6月 ▲ 日本郵政から 自己株取得等 49.9% → 自己株式 消却・取得※2					(3/31現在) 49.8%

(売却とは株式市場への売却のことを指す)

※1 日本郵政の自己株式取得は、市場からの取得のほか、政府からの取得も含まれる。

※2 ゆうちょ銀行、かんぽ生命の自己株式取得は市場からの取得のほか、日本郵政からの取得も含まれる。 5

郵便貯金(ゆうちょ銀行)・簡易保険(かんぽ生命保険)の限度額の推移

1. 郵便貯金(ゆうちょ銀行)の限度額

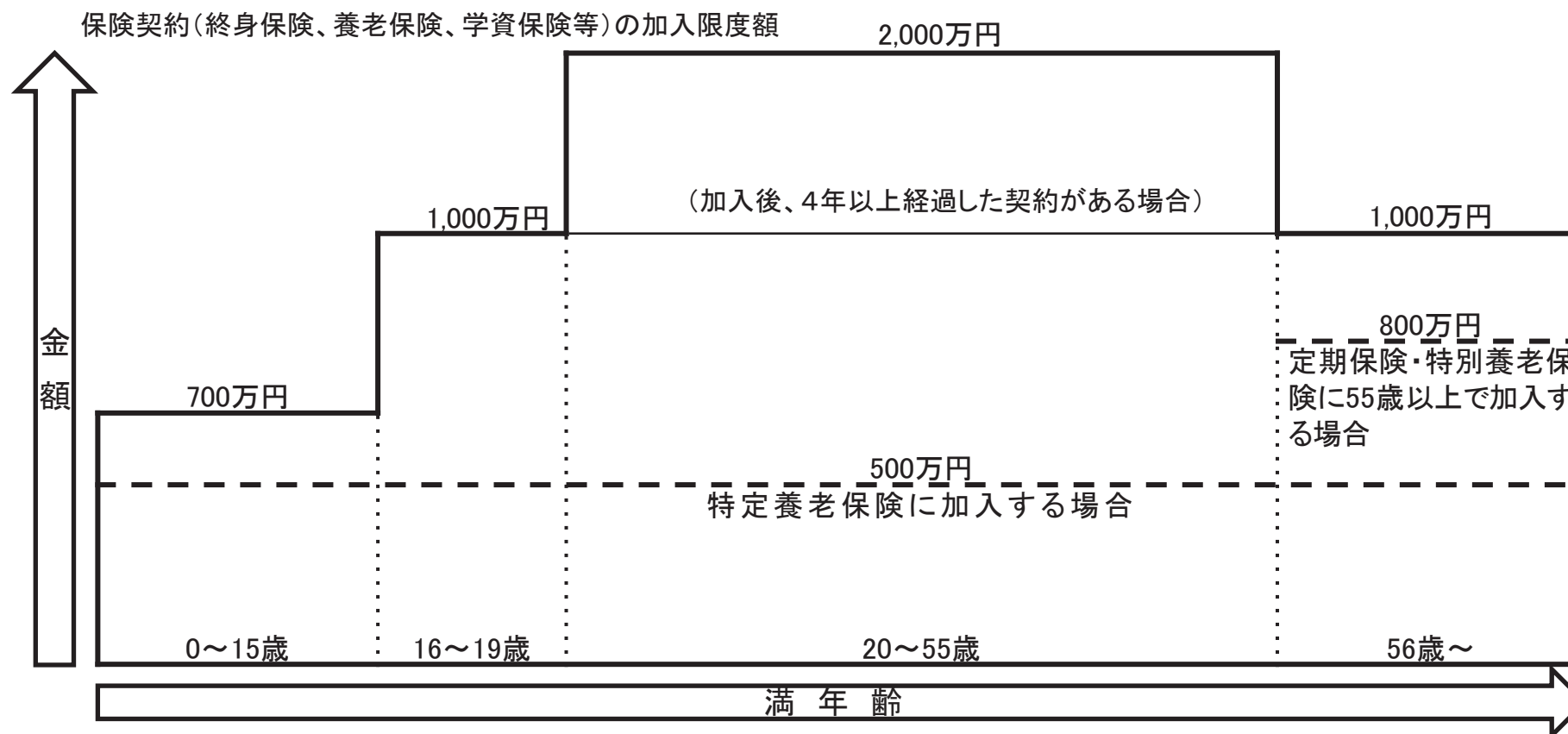
年 月	限度額
明治 8年 5月	500円
14年 1月	(制限撤廃)
24年 1月	500円
38年 7月	1千円
大正 9年 10月	2千円
昭和16年 7月	3千円
17年 4月	5千円
21年 8月	1万円
22年 12月	3万円
27年 4月	10万円
30年 6月	20万円
32年 12月	30万円
37年 4月	50万円
40年 4月	100万円
47年 1月	150万円
48年 12月	300万円
63年 4月	500万円
平成 2年 1月	700万円
3年 11月	1,000万円
28年 4月	1,300万円
31年 4月	通常1,300万円・定期性1,300万円

2. 簡易保険(かんぽ生命保険)の限度額

年 月	限度額
大正 5年 10月	250円
11年 9月	350円
15年 5月	450円
昭和13年 10月	700円
17年 4月	1千円
19年 4月	2千円
21年 10月	5千円
23年 1月	2万5千円
24年 6月	5万円
27年 6月	8万円
29年 4月	15万円
32年 4月	20万円
33年 4月	25万円
36年 4月	30万円
37年 4月	50万円
39年 4月	100万円
42年 7月	150万円(特養のみ)
43年 4月	150万円
44年 6月	200万円
47年 5月	300万円
49年 10月	500万円(定期のみ)
50年 4月	500万円
50年 12月	800万円(定期・特養のみ)
52年 9月	1,000万円
61年 9月	1,300万円(加入後4年経過の場合)
平成 28年 4月	2,000万円(加入後4年経過の場合)

かんぽ生命保険の加入限度額 ① 保険契約(終身保険等)

- 被保険者1人につき引受け可能な保険金額等の限度(加入限度額)が定められており(郵政民営化法第137条第1号)、終身保険及び養老保険等の限度額は、以下のとおり(郵政民営化法施行令第6条第2項)。
 - ① 被保険者が満15歳以下の場合:被保険者1人当たり700万円
 - ② 被保険者が満16歳以上の場合:被保険者1人当たり1,000万円
- また、被保険者が満20歳以上55歳以下の者で、加入後4年以上経過した保険契約がある場合は、加入限度額は累計で2,000万円と定められている(郵政民営化法施行令第6条第1項第2号)。



注) 上記加入限度額とは別に、年金保険では被保険者1人当たり年額90万円の加入限度額が定められている。

かんぽ生命保険の加入限度額 ② 特約（第三分野）

○ かんぽ生命保険の第三分野商品は、終身保険、養老保険等の保険契約に付加する特約となっており、その加入限度額は、保険契約の加入限度額とは別に規定されている。

かんぽ生命保険で取扱のある特約	加入限度額	支払事由
無配当災害特約	郵政民営化法施行令第8条第2項第1号 <u>被保険者1人につき 合計1,000万円</u>	郵政民営化法施行令第8条第1項第1号 次に掲げる事由を保険金の支払事由とするもの。 ① 人が疾病にかかったこと ② 傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態 ③ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡 ④ 疾病等に類するもの（出産、不妊治療、老衰を直接の原因とする常 時の介護を要する身体の状態、骨髄の提供及びこれを原因とする 人の状態）（人の死亡を除く）
災害特約		
介護特約		
無配当傷害医療特約	郵政民営化法施行令第8条第2項第2号 <u>被保険者1人につき 合計1,000万円</u>	郵政民営化法施行令第8条第1項第2号 次に掲げる事由に関し、 <u>治療（※）を受けたこと</u> を保険金の支払事由とするもの。 （※）助産師が行う助産、柔道整復師が行う施術、あんまマッサージ指圧師、 はり師、きゅう師が行う施術を含む。 ① 人が疾病にかかったこと ② 傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態 ③ 疾病等に類するもの（出産、不妊治療、老衰を直接の原因とする常 時の介護を要する身体の状態、骨髄の提供及びこれを原因とする 人の状態）（人の死亡を除く）
無配当総合医療特約		
引受基準緩和型無配当総合医療特約		
無配当先進医療特約		
傷害入院特約		
疾病入院特約		
疾病傷害入院特約		
無配当傷害入院特約		
無配当疾病傷害入院特約		
無配当傷害医療特約		
無配当総合医療特約		
引受基準緩和型無配当総合医療特約		

注）明朝体の特約は令和7年9月末時点で販売していない。

郵政民営化に関する意見募集（案）

令和 8 年 6 月 23 日
郵政民営化委員会

1 意見募集の目的

郵政民営化委員会では、3 年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行っています。

また、今回の検証に際しては、郵政民営化法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）の成立に伴い、郵政民営化委員会等において検証することとされた次の事項についても検証を行う事としております。

- ・ 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合においても、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを提供する責務の履行を確保するための方策が講じられているかどうか（郵政民営化法附則第 2 条の 3 関係）
- ・ 移行期間中の郵便貯金銀行・郵便保険会社の業務に関する規制（いわゆる「上乗せ規制」）が郵便貯金銀行と他の金融機関等、郵便保険会社と他の生命保険会社との間の競争関係及び郵便貯金銀行・郵便保険会社の経営に及ぼす影響（郵政民営化法附則第 2 条の 4 関係）
- ・ 日本郵政グループの組織の在り方、日本郵政グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方（改正法附則第 2 条第 1 項関係）

今後、当委員会の意見を取りまとめることとなりますが、ついては、その際の参考とするため、郵政民営化後の社会情勢の変化や郵政民営化の進捗状況を踏まえ、

- ① これまでの郵政民営化に対する評価
- ② 今後の郵政民営化への期待
- ③ 日本郵政がゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式の全部を処分した場合においても、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を確保するために講じるべき方策（郵政民営化法附則第 2 条の 3 に基づく検証に関する事項）
- ④ ゆうちょ銀行に課された「上乗せ規制」が他の金融機関との競争関係に及ぼす影響、ゆうちょ銀行の経営に与える影響（郵政民営化法附則第 2 条の 4 に基づく検証に関する事項）
- ⑤ かんぽ生命に課された「上乗せ規制」が他の生命保険会社との競争関係に及ぼす影響、かんぽ生命の経営に与える影響（郵政民営化法附則第 2 条の 4 に基づく検証に関する事項）
- ⑥ 日本郵政グループの組織の在り方、日本郵政グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方（改正法附則第 2 条第 1 項に基づく検証に関する事項）
- ⑦ その他

に関する意見を募集します。

なお、頂いた個々の御意見に対して、当委員会の考え方を示すことは致しませんので、あらかじめ御了承ください。

2 意見提出期間

令和8年6月24日（水）から7月23日（木）まで（必着）

3 意見提出要領

次の事項を記入の上、電子メール、電子政府の総合窓口「e-Gov」又は郵送のいずれかの方法で提出してください。お電話や持ち込みによる意見の提出はできませんので御了承ください。

なお、提出意見は、日本語で記入願います。

(1) 記入事項

ア 提出者名（個人又は団体等の別を提出者欄に記入の上、個人の場合は氏名、団体等の場合は名称、代表者名及び担当者名を記入願います）

※団体等の代表者が個人として意見を提出する場合は「個人」としてください。

イ 住所（団体等の場合は主たる事務所の所在地）

ウ 連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）

エ 御意見（以下のいずれかの項目に係るものを明記願います）

- ① これまでの郵政民営化に対する評価
- ② 今後の郵政民営化への期待
- ③ 日本郵政がゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式の全部を処分した場合においても、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を確保するために講じるべき方策（郵政民営化法附則第2条の3に基づく検証に関する事項）
- ④ ゆうちょ銀行に課された「上乗せ規制」が他の金融機関との競争関係に及ぼす影響、ゆうちょ銀行の経営に与える影響（郵政民営化法附則第2条の4に基づく検証に関する事項）
- ⑤ かんぽ生命に課された「上乗せ規制」が他の生命保険会社との競争関係に及ぼす影響、かんぽ生命の経営に与える影響（郵政民営化法附則第2条の4に基づく検証に関する事項）
- ⑥ 日本郵政グループの組織の在り方、日本郵政グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方（改正法附則第2条第1項に基づく検証に関する事項）

⑦ その他

(2) 意見提出方法

ア 電子メールの場合

意見書（様式）に必要事項を明記の上、次のあて先に提出願います。

i. kenshou.yusei.h2p_atmark_cas.go.jp

※1 迷惑メール防止対策のため、メールアドレスの一部を変えています。
（「_atmark_」を、「@」に置き換えて下さい。）

※2 意見書（様式）のファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルで提出願います。

イ 電子政府の総合窓口「e-Gov」の場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出下さい。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、アにより提出してください。

ウ 郵送の場合

意見書（様式）に必要な事項を明記の上、次のあて先に提出願います。

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎

郵政民営化委員会事務局「意見募集」係 あて

4 留意事項

- (1) 提出者名やその属性に関する情報は公表する場合があります。匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。
- (2) 郵送で御意見を提出された方には、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 その他

- (1) 提出者の方の連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- (2) 御質問については、郵政民営化委員会事務局「意見募集」係までお願いします。
電話（「意見募集」係）：03-5251-8940

（注）本意見募集については、電子政府の総合窓口「e-Gov」のパブリックコメント欄にも掲載しています。

（意見募集の御参考）

●関連資料

郵政民営化法等の一部を改正する法律の概要

日本郵政及び日本郵便に課された郵政事業のユニバーサルサービスの責務の概要

郵政民営化法によるゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の主な上乗せ規制

日本郵政グループ株式会社処分の進捗状況

郵便貯金（ゆうちょ銀行）・簡易保険（かんぽ生命保険）の限度額の推移

郵政民営化法平成24年改正前後の日本郵政グループの再編成

●郵政民営化法（平成17年法律第97号）（抄） （所掌事務）

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案し

つつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

二～四 (略)

2・3 (略)

附 則

(郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例の見直し)

第二条の三 民営化委員会は、当分の間、第十九条第一項第一号の規定による意見を述べるときは、併せて、日本郵政株式会社が郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合においても第七条の二に規定する責務の履行を確保するための方策が講じられているかどうかについて検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べるものとする。

2・3 (略)

(移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務に関する規制の在り方の検討)

第二条の四 民営化委員会は、第十九条第一項第一号の規定による意見を述べるときは、併せて、次に掲げる事項について検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べるものとする。

一 移行期間中の郵便貯金銀行の業務に関する規制が郵便貯金銀行と他の金融機関等（第百五条第一項に規定する金融機関等をいう。）との間の競争関係及び郵便貯金銀行の経営に及ぼす影響

二 移行期間中の郵便保険会社の業務に関する規制が郵便保険会社と他の生命保険会社（第百三十五条第一項に規定する生命保険会社をいう。）との間の競争関係及び郵便保険会社の経営に及ぼす影響

2 (略)

●郵政民営化法等の一部を改正する法律（未公布）（抄）

附 則

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後二年を目途として、郵政民営化法第七条の二第一項に規定する郵政事業に係る基本的な役務の確保を図る観点から、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の合併について積極的に検討するとともに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行（同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）及び郵便保険会社（同法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。）の組織の在り方並びに郵便局ネットワークの維持に要する費用に係るこれらの株式会社との間の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

郵政民営化法等の一部を改正する法律の概要

※ 郵政民営化法【民営化法】・日本郵政株式会社法【郵政会社法】・日本郵便株式会社法【郵便会社法】・独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法【機構法】の改正

1 自助努力による経営効率化等に向けた取組の義務付け

- (1) 日本郵便に対して、デジタル技術活用等の業務効率化に向けた取組を義務付け 【郵便会社法】
日本郵便に対して、AI等のデジタル技術を活用した業務プロセス改善など業務効率化を義務付け。
- (2) 日本郵便に対して、経営資源の有効活用に向けた取組を義務付け 【郵便会社法】
日本郵便に対して、経営資源の有効活用に向けた取組を義務付け。
- (3) 事業計画への経営の適正・効率の実施の方針の追加 【郵便会社法】
日本郵便の策定する事業計画に記載すべき事項として経営の適正・効率的な実施に係る方針を追加。

2 郵政三事業のユニバーサルサービスの確保

- (1) ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の処分の見直し 【民営化法】
日本郵政に、当分の間、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の1／3超の保有を義務付け。
- (2) 銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約の認可 【郵便会社法】
日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約について、届出制から認可制に変更。
- (3) 日本郵政と日本郵便・関連銀行・関連保険会社との協議 【郵政会社法】
日本郵政は、ユニバーサルサービスの責務を果たすため、日本郵便・関連銀行・関連保険会社に対し、必要な協議を求めることができ、総務大臣は、協議に関し、必要な助言ができる旨を規定。

3 郵便局ネットワーク等の活用による地域住民の生活の支援

- (1) 基盤的サービス提供業務の本来業務化 【郵便会社法】
日本郵便が他の本来業務の遂行に支障のない範囲内で行う本来業務として、基盤的サービス提供業務*を追加。
* (i)委託を受けて、(ii)郵便の業務・銀行窓口業務・保険窓口業務に係る経営資源を活用して行う、(iii)公共サービスその他の地域住民が日常生活・社会生活を営む基盤となるサービスの提供に係る業務。
- (2) 地域貢献業務の実施、地域貢献基金の設置 【郵政会社法・郵便会社法】
① 日本郵便による本来業務の遂行に支障のない範囲内での地域貢献業務*の実施の努力義務を規定。
* 郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のうち、地域住民の生活の維持のために必要であり、日本郵便以外の者による実施が困難であると認められるもの。
② 日本郵政に、地域貢献業務の費用の一部に充てるため、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の売却益等を原資とする地域貢献基金の設置を義務付け。
- (3) 郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に資する交付金の拡充 【郵政会社法・機構法】
① 郵政管理・支援機構は、条件不利地域を含む全国の郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に向けて、日本郵便に対し、郵便局ネットワークの維持・活用に必要な費用の一部に充てるための新たな交付金を交付する旨を規定。
② ①の新たな交付金の財源は、次のア・イとする旨を規定。
ア 政府保有の日本郵政株への配当を減額した額に相当する額の日本郵政からの拠出金
※政府保有一株当たりの配当は、政府以外保有一株当たりの配当に政令で定める割合を乗じた額とする。
イ 前事業年度に権利消滅した旧郵便貯金の合計額の一部の郵便貯金勘定からの繰入れ

検討事項

- (1) 政府は、3年ごとの郵政民営化委員会の検証の際、日本郵政がゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の全部を処分してもユニバーサルサービスの責務の履行が確保されるかについて検討し、2(1)を見直し。 【民営化法】
- (2) 政府は、3年ごとの郵政民営化委員会の検証の際、移行期間中のゆうちょ銀行・かんぽ生命の業務に関する規制（上乗せ規制）の在り方について検討。 【民営化法】
- (3) 政府は、公布後2年を目途として、日本郵政と日本郵便の合併について積極的に検討するとともに、日本郵政グループの組織の在り方、日本郵政グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方について検討。 【改正法附則】
- (4) 政府は、公布後2年を目途として、郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策について検討。 【改正法附則】

※ 施行期日：公布の日から6月以内（ただし、2(1)及び検討事項は公布日、3(3)は令和9年4月1日）

郵便局において提供されるサービス

- 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。(郵政民営化法第7条の2、日本郵政株式会社法第5条第1項、日本郵便株式会社法第5条)
- 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、(郵便、簡易な貯蓄、送金、簡易に利用できる生命保険等の役務が)将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。(郵政民営化法第7条の2第1項)
- 「郵便局」とは、日本郵便株式会社の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。(日本郵便株式会社法第2条第4項)

郵便局において提供されるユニバーサルサービス

郵便窓口業務

- 1 郵便物の引受け
- 2 郵便物の交付
- 3 郵便切手等の販売

銀行窓口業務

- 1 通常貯金の受入れ
- 2 定額貯金及び定期貯金の受入れ
- 3 為替、払込み及び振替

保険窓口業務

- 1 普通終身保険及び特別終身保険の保険募集
- 2 普通養老保険及び特別養老保険の保険募集
- 3 1及び2に係る満期保険金及び生存保険金の支払請求の受理

郵便局において提供されるユニバーサルサービス以外の業務

- ・ゆうパック(小包)の引受け
- ・財形、他行送金、国債の販売、投資信託の販売
- ・学資保険の保険募集
- ・住民票の写しの交付

等

郵政民営化法によるゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の主な上乗せ規制

1 ゆうちょ銀行

※1 令和8年3月31日時点

主な上乗せ規制

ゆうちょ銀行

日本郵政による議決
権保有比率49.9%※1

限度額
通常1,300万円・定期性1,300万円

新規業務規制
(株式の1/2処分(令和7年6月)後、認可制から届出制へ移行) ※2

子会社保有認可、銀行保有禁止

銀行法の規制
(新規業務の承認、子会社保有認可等)

他の民間銀行

(限度額なし)

(新規業務規制なし)

(子会社規制なし)

銀行法の規制
(新規業務の承認(免許条件が付された場合)、子会社保有認可等)

2 かんぽ生命保険

かんぽ生命保険

日本郵政による議決
権保有比率49.8%※1

主な上乗せ規制

限度額1,000万円
(加入後4年以上経過した契約は、さらに1,000万円まで可)

新規業務規制
(株式の1/2処分(令和3年6月)後、認可制から届出制へ移行) ※2

子会社保有認可、保険会社等保有禁止

保険業法の規制
(新規業務認可、子会社保有認可等)

他の民間生保

(限度額なし)

(新規業務規制なし)

(子会社規制なし)

保険業法の規制
(新規業務認可、子会社保有認可等)

※2 届出制においては、ゆうちょ銀行は他の金融機関等、かんぽ生命保険は他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮する義務あり。

(参考3) 郵政民営化法によるゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の主な上乗せ規制

日本郵政グループ株式処分の進捗状況

(参考4) 日本郵政グループ株式処分の進捗状況

※「%」は、日本郵政は政府による保有割合、ゆうちょ銀行・かんぽ生命については日本郵政による保有割合。いずれも議決権ベース。

	2015年 (平成 27)	2016年 (平成 28)	2017年 (平成 29)	2018年 (平成 30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)	2021年 (令和3)	2022年 (令和4)	2023年 (令和5)	2024年 (令和6)	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)
政府保有												
日本郵政株式	11月 ▲ 株式上場 一次売却 89.0% → 自己株式 取得※1		9月 ▲ 二次売却 63.3% → 自己株式 消却・取得※1					10月 ▲ 三次売却 33.3% → 自己株式 消却・取得※1				(5/31現在) 36.4%
日本郵政保有												
ゆうちょ銀行株式	11月 ▲ 株式上場 一次売却 89.0%								3月 ▲ 二次売却 60.3% → 自己株式 消却・取得※2		3月～6月 ▲ 三次売却等 49.9%	(3/31現在) 49.9%
かんぽ生命株式	11月 ▲ 株式上場 一次売却 89.0%				4月 ▲ 二次売却 64.5%		5月～6月 ▲ 日本郵政から 自己株取得等 49.9% → 自己株式 消却・取得※2					(3/31現在) 49.8%

(売却とは株式市場への売却のことを指す)

※1 日本郵政の自己株式取得は、市場からの取得のほか、政府からの取得も含まれる。

※2 ゆうちょ銀行、かんぽ生命の自己株式取得は市場からの取得のほか、日本郵政からの取得も含まれる。

郵便貯金(ゆうちょ銀行)・簡易保険(かんぽ生命保険)の限度額の推移

1. 郵便貯金(ゆうちょ銀行)の限度額

年 月	限度額
明治 8年 5月	500円
14年 1月	(制限撤廃)
24年 1月	500円
38年 7月	1千円
大正 9年 10月	2千円
昭和16年 7月	3千円
17年 4月	5千円
21年 8月	1万円
22年 12月	3万円
27年 4月	10万円
30年 6月	20万円
32年 12月	30万円
37年 4月	50万円
40年 4月	100万円
47年 1月	150万円
48年 12月	300万円
63年 4月	500万円
平成 2年 1月	700万円
3年 11月	1,000万円
28年 4月	1,300万円
31年 4月	通常1,300万円・定期性1,300万円

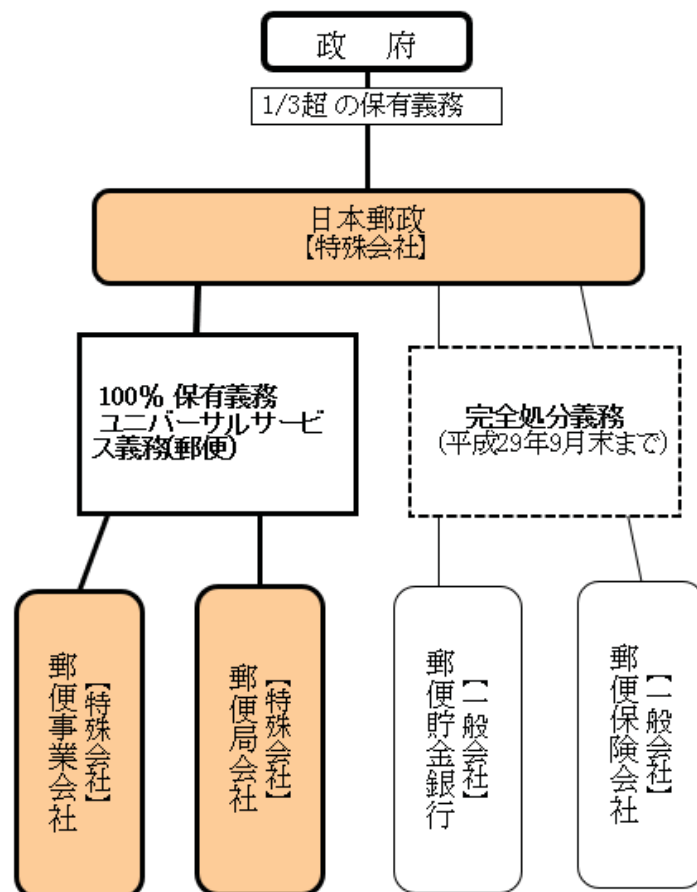
2. 簡易保険(かんぽ生命保険)の限度額

年 月	限度額
大正 5年 10月	250円
11年 9月	350円
15年 5月	450円
昭和13年 10月	700円
17年 4月	1千円
19年 4月	2千円
21年 10月	5千円
23年 1月	2万5千円
24年 6月	5万円
27年 6月	8万円
29年 4月	15万円
32年 4月	20万円
33年 4月	25万円
36年 4月	30万円
37年 4月	50万円
39年 4月	100万円
42年 7月	150万円(特養のみ)
43年 4月	150万円
44年 6月	200万円
47年 5月	300万円
49年 10月	500万円(定期のみ)
50年 4月	500万円
50年 12月	800万円(定期・特養のみ)
52年 9月	1,000万円
61年 9月	1,300万円(加入後4年経過の場合)
平成 28年 4月	2,000万円(加入後4年経過の場合)

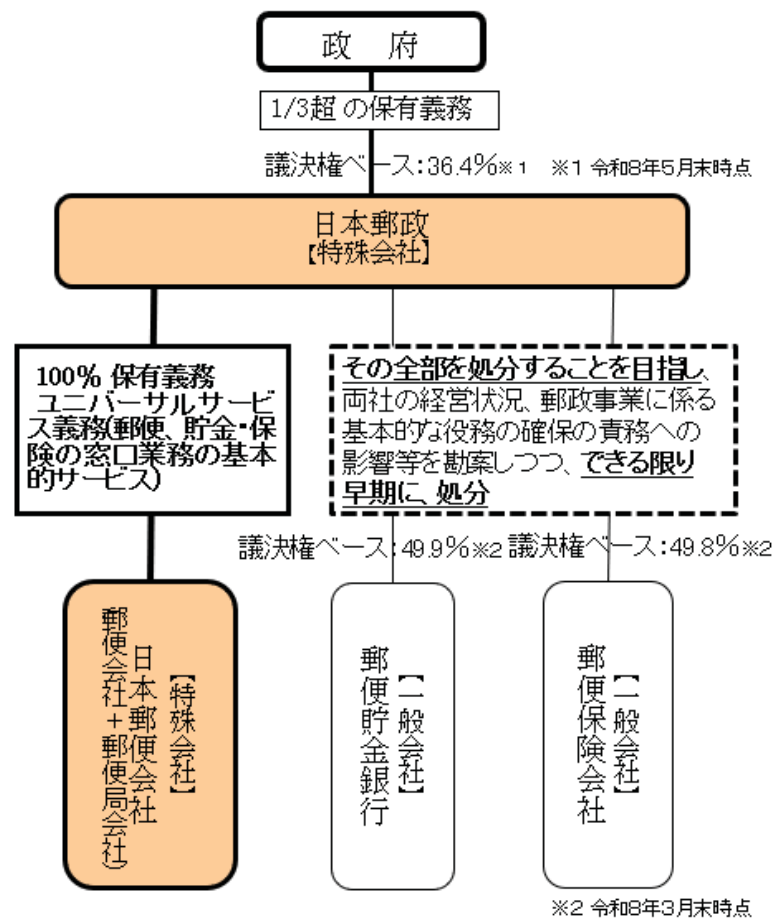
(参考5) 郵便貯金(ゆうちょ銀行)・簡易保険(かんぽ生命保険)の限度額の推移

郵政民営化法平成24年改正前後の日本郵政グループの再編成

【当初の郵政民営化法】 (平成19年10月～平成24年9月)



【改正後の郵政民営化法】 (平成24年10月～現在)



(参考6) 郵政民営化法平成24年改正前後の日本郵政グループの再編成